

## 契約をしてしまった場合

- 契約しても諦めないでください。訪問販売の場合、多くの取引では、8日間はクーリング・オフで、契約をなかったことにできます
- 8日間が過ぎてしまってもクーリング・オフができる場合もあります。また、契約を解除したり、取消したりできる場合もあります。
- 一人で悩んだりせず、気軽に消費生活センターや弁護士に相談しましょう(契約前でも相談は可能です)。

## 相談先電話番号

- 消費者ホットライン   
お近くの消費生活センターなどの窓口を案内してくれます。
- お近くの消費生活センター等
- 大阪府警察悪質商法 110 番
- 大阪弁護士会総合法律相談センター  
  
相談担当弁護士の事務所にて消費者専門相談が利用できます。消費者トラブル(クレジット・サラ金問題を除く)の相談は、原則として有料です。詳しくは、上記番号にてお尋ねください。障害者の方は、障害者手帳を持参されれば相談料無料です。
- 大阪弁護士会「ひまわり」(高齢者・障害者総合支援センター)

大阪弁護士会の高齢者・障害者向けの電話相談窓口です。  
電話相談(無料) / 平日月曜日～金曜日 午後1時～午後4時  
予約で来館相談・出張相談もしています。こちらは原則として有料ですが、法テラスの資力要件を満たせば相談料が無料になる場合があります。

# 大阪弁護士会 マンション向け 訪問販売お断りステッカー



- このステッカーは、訪問販売などの取引の勧誘を予め断りたいと考えている集合住宅の管理者の方を支援するために作成したものです。
- エントランスの目立ちやすい、平らな場所に貼り付けてご使用ください。
- 本ステッカーに関するご質問等は大阪弁護士会消費者保護委員会担当事務局(委員会部人権課 Tel:06-6364-1227)までご連絡ください。

## マンションの管理者の皆さんへ

- この「マンション向け訪問販売お断りステッカー」は、集合住宅向けのものです。マンションだけでなく、アパートなどでもご利用いただけます。また、店舗やテナント・ビルでご利用いただくことも可能です。エントランス部分の目に付きやすい所に貼付して使用してください。
- このステッカーは、取引の勧誘を拒否し、そのための立ち入りを禁止するものです。訪問販売だけではなく、訪問による買取り等も禁止するものとしています。しかし、取引以外の目的での立ち入りまでは禁止していませんのでご注意ください。なお、個々の居住者の方の同意がある来訪の場合には、その同意が優先します。
- このステッカーを貼る場合には、そのマンションの管理権限のある方において行ってください。管理権限のある方は、オーナーマンションであれば所有者の方です。分譲マンションであれば、管理組合・管理者の方です。
- 勧誘員が、このステッカーを無視して建物に入った場合、正当な理由なく建物に侵入する行為として、建造物侵入罪（刑法 130 条）に該当する場合があります。また、入ることを禁じた場所に理由なく入ったとして、軽犯罪法違反（軽犯罪法 1 条 32 号）になる場合があります。
- 違反行為を発見した場合には、ステッカーを貼付していることを説明して注意してください。勧誘員に注意するだけでなく、事業者にも注意するとよいでしょう。違反が繰り返されるようでしたら、警察に通報・相談してください。

- ステッカーで勧誘を禁止していても、無視して勧誘を行う業者もいます。ですから、ステッカーが貼ってあったとしても、安心はできません。そこで、管理組合・管理者の方は、居住者のみなさまに、以下のようなアドバイスをしてあげるとよいでしょう。
  - ① ドアをすぐに空けてはいけません。まず、「どなたですか？」「何のご用ですか？」と確認しましょう。
  - ② セールスのときは、「ステッカーが貼ってあります。違反になります。お帰りください。」と伝えましょう。
  - ③ 知らない人、分からない用件の時は、ドアを開けない！玄関に入れない！
  - ④ 「点検」「景品のお渡し」などと本来のセールスの目的を隠す業者もいるので注意しましょう。
  - ⑤ あとからセールスだと分かったときは、「要りません。お帰りください。」とはっきり伝えましょう。
  - ⑥ すぐに帰ってくれないときは、警察や消費生活センターに通報しましょう。
  - ⑦ 一人で対応せず、知り合いの人にすぐ電話をして、アドバイスをもらうのもよいでしょう。
- 大阪弁護士会では、個々の消費者の方向けのステッカーも配布していますので、本ステッカーに加え、各住居でもステッカーを貼付するとよいでしょう。消費者の方の拒絶の意思を無視して勧誘を行うことは、大阪府消費者保護条例の違反になります（消費者保護条例 17 条、同施行規則第 5 条別表ト）。



各住居用ステッカー